

令和元年 第5回

教育委員会定例会会議録

令和元年5月14日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2520号
令和元年第5回定例会

日 時 令和元年5月14日（火） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「欠席した事務局職員」	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
-------------	--------------	---------

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2507号 第10回定例会（平成30年10月9日開催）

第2508号 第21回臨時会（平成30年10月31日開催）

第2509号 第11回定例会（平成30年11月13日開催）

第2510号 第23回臨時会（平成30年11月20日開催）

第2511号 第12回定例会（平成30年12月11日開催）

日程第2 審議事項

1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

日程第3 協議事項

- 1 新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について

日程第4 教育長報告事項

- 1 学校法律相談の平成30年度下半期実施状況について
- 2 令和元・2年度港区社会教育委員の委嘱について
- 3 郷土歴史館の平成30年度利用集計について
- 4 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 5 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について
- 6 平成30年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について
- 7 一般教員の人事異動について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第5回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、生涯学習スポーツ振興課長は所用のため欠席でございます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2507号 第10回定例会（平成30年10月9日開催）

第2508号 第21回臨時会（平成30年10月31日開催）

第2509号 第11回定例会（平成30年11月13日開催）

第2510号 第23回臨時会（平成30年11月20日開催）

第2511号 第12回定例会（平成30年12月11日開催）

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成30年10月9日開催の第2507号 第10回定例会の会議録、平成30年10月31日開催の第2508号 第21回臨時会の会議録、平成30年11月13日開催の第2509号 第11回定例会の会議録、平成30年11月20日開催の第2510号 第23回臨時会の会議録、平成30年12月11日開催の第2511号 第12回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

1 港区郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 日程第2、審議事項に入ります。議案第34号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、ただいま議題となりました本日の教育委員会議案資料ナンバー1の2をご覧ください。お願いします。「港区立郷土歴史館の特別展示室の観覧料について」でございます。

1の2にございますが、審議内容につきましては記載のとおりですけれども、特別展示室で開催する企画展「空から見た港区」の観覧料を下記のとおり決定したいというふうに思っております。

内容につきましては、参考としてつけさせていただきました「空から見た港区～高度成長前のまちなみ～」ということで、こちらの中央の写真につきましては、慶應義塾大学を中心として写している、港区の特徴のある部分でございます。

その他さまざまな写真を展示しながら、前のオリンピックが行われた前ぐらいの時期を想定しながら、昔はこういうまちなみだったのだなということを見ていただくような、そういった企画になってございます。

また、この企画をする際には参加型ということで「この建物って何？」というふうな質問があると「これって何々だと思っよ」というような付箋でもつけていけるような形であったり、スライドで色々な多くの写真を見ていただくような仕掛けとか、そういったものを、費用をなるべくかけずに、なるべく魅力的な展示をしていきたいと工夫をしてみたところでございます。

開催期間につきましては、令和元年の6月1日から6月30日までの1カ月間ということで、観覧料につきましては、大人200円、中高生が100円、常設展と同時に購入した場合は大人100円、小中高生については0円ということです。

次のページの「参考」でございますが、セット券という形と、区内在住の65歳以上の方であったり障害者の方が無料であるということも記載をさせていただいております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見を願いたいと思います。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第34号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第34号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 協議事項

1 新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について

○教育長 日程第3、協議事項に入ります。「新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議資料ナンバー1をご覧ください。「新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について」でございます。

協議内容、囲みの部分です。就学援助の新入学学用品・通学用品費の支給金額の根拠について、現在の都区財政調整の算定単価から見直しをしまして、国が定める生活保護の入学準備金に変更いたします。変更に伴いまして、令和元年度新入学児童・生徒から支給金額の改定を行うものでございます。

1の「経緯」のところです。

学校教育法19条に基づきまして就学援助の事業は実施してございます。そのうち、新入学時に必要な制服やかばん、または靴などの学用品費の購入費用に充てる新入学学用品費につきましては、

生活保護を受ける要保護者に準じて困窮している準要保護者を対象に、当該年度の財調単価を根拠として支給しているものとさせていただきます。

財調単価ですけれども、ご案内のとおり都区間または特別区間の財源の均衡化を図るために都が徴収する一部財源を交付金として再分配する仕組みである都区財政調整制度におきまして、就学援助制度だけではなく交付金の算定のために特別区が標準的に必要となる経費として積算されている単価ということでございます。

これまでに区の方で独自に平成29年度から「子どもの未来応援施策」のレベルアップ事業の一環としまして、新入学学用品費については入学前支給を行うなど、特に配慮が必要な経費として取り扱いをしてきたところでございます。

また、準要保護者の入学時の経費負担に対しまして、さらに充実した支援を行うために、財調単価の不足ということを認識しておりまして、特別区教育長会等を通じて引き上げを要求してきたところでございます。

令和元年度からですけれども、財調単価の算出方法が変更されまして、要保護児童生徒援助費補助金単価、国庫補助単価というふうに言うておりますけれども、その改定の翌年度に国庫補助単価と同額に改定することとなりますけれども、依然として一年間の遅れが生じているものでございます。

また、国庫補助単価の方につきましても、平成29年度生活保護の入学準備金と同額に改定が行われましたが、令和元年度につきましても、生活保護の入学準備金より少ない金額での改定が行われ、実態を踏まえると十分ではない金額となっております。

こういった状況を踏まえまして、支給金額の根拠について検討してきたところでございます。

2の「支給金額の根拠の見直し」のところでは、準要保護者につきましては、生活保護を受ける要保護者の所得の概ね1.2倍程度の世帯を対象としております。要保護者と同程度の経済状況で子育てをしている世帯というふうにみなしております。

一方、国の方で5年に一度行われる生活保護基準改定が行われまして、入学準備金につきましても、2ページの方になります、平成30年10月1日から全国の保護者の消費実態を鑑みて上限額を増額し、小学校63,100円、中学校79,500円としました。そのため、現在区が根拠としている財調単価との間に差が生じまして、同程度の経済状況で生活しているにもかかわらず、要保護者と準要保護者の支援に差異が生じている状況です。

さらに、区において実態を把握するために、先月、平成31年4月に就学援助申請者を対象にアンケート調査を実施いたしました。生活保護の入学準備金に相当する制服やかばん、ランドセル等、通学用品の購入経費について、小学校では平均7.7万円、中学校では平均8.7万円という結果となりました。港区におきましても保護者負担については重くなっており、より充実した支援が必要です。

こういったことを踏まえまして、新入学学用品費につきましても、保護者の負担実態に即した生活保護の入学準備金に変更いたします。なお、今年度の増加経費につきましても、令和元年第2回

定例会に補正予算案を提出する予定でございます。

3番の「支給金額の改定」のところですか。（1）改定内容のア、就学援助のところですか。

就学援助の新入学学用品費の支給金額を下表のとおり改定いたします。新小学校1年生では増額分として15,720円、新中学校1年生では増額分として25,430円程となります。

この特別支援学級の就学奨励費ですけれども、これは欄外の*の部分で説明をしているのですが、区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、就学援助よりは緩やかな認定基準を設けまして、より広い対象者への就学に必要な経費を補助しているものでございます。就学援助と同じ支給項目については、就学援助の2分の1の額を支給しているものでございます。

表に戻っていただきますと、増額分として就学援助の2分の1の額となります。新小学校1年生では7,860円、新中学校1年生では12,715円という形になります。

（2）の支給の時期です。令和元年の7月下旬に支給を予定しているものでございます。ただし、令和元年新入学児童・生徒のうち、平成31年2月末に入学前支給を受けている場合については、既に現行の金額が支給されておりますので、差額分についての支給となります。

3ページの方をご覧ください。4の「補正予算額」のところですか。

予定でございますが、14,223千円を予定してございます。内訳の方をご覧ください。上段のところ、就学援助のR1、これは令和元年というふうに読み替えていただければと思います。令和元年の上の段、小学校でいうと入学の前で、これはもう既に支給している人数でございます。144名が現行単価47,380円を1人当たり支給してございますので、差額分の15,720円を支給するものでございます。

下段の方の小学校の入学後、27名を予定しておりますが、27名につきましては、改定後の単価で支給するものでございます。

それと同時に、令和2年度、R2のところですが、これは見込みでございまして、令和元年の2月末に入学前支給として173名分の支給を行います。また、中学校では161名分の入学前支給を行うため、こういった形になります。就学奨励費の合計額と合わせますと、ご覧のような補正金額を予定しているところでございます。

5の「今後のスケジュール（予定）」です。

今後、5月の20日に庁議において審議を行います。また、その後、5月の28日に教育委員会で改めて審議を行っていただいた上で、6月に区民文教常任委員会で報告をいたします。さらに、令和元年第2回港区議会定例会へ補正予算案の提出となります。7月の中旬に対象者に通知を送付いたしまして、7月下旬に新入学学用品費の支給という運びとなっております。

説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

日程第4 教育長報告事項

1 学校法律相談の平成30年度下半期実施状況について

○教育長 日程第4、教育長報告事項に入ります。「学校法律相談の平成30年度下半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育企画担当課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー1「学校法律相談の平成30年度下半期実施状況について」ご報告いたします。

今回の報告対象期間は平成30年10月1日から平成31年3月31日まででございます。

項番1、相談回数でございます。報告対象期間において学校・園から担当弁護士への相談を行った回数を単純に足し上げた延べ回数は51回でございました。また、学校法律相談では保護者の同意が得られれば担当弁護士が学校と保護者との面談の場に同席することができるようにしておりますが、このケースが1回でございました。この1回は先程の51回に含まれてございます。

30年度の相談回数の総数は、上半期で20回でございましたので、71回でございました。29年度は40回、28年度は37回でございましたので、増加傾向にあるということになります。

続いて、別紙1をご覧ください。今回は平成30年度下半期の報告をさせていただきますが、昨年11月に上半期の実績報告をさせていただきました際に、相談種別について、どのような案件がどの種別に当たるのか例示するなど、分類していくに当たり迷いやずれなどが生じないように工夫をしてほしいとの意見をいただいております。今ご覧いただいております別紙1は、前回の報告時と同じ15の相談種別で分類した結果でございますが、今回の報告をまとめるに当たりまして、担当弁護士から提出を受けた実施報告書を改めて確認してみますと、従来の分類は細か過ぎるところもあり、案件によっては該当する相談種別が一つに絞りきれないこととすとか、どの種別に位置づけるべきか分かりにくいというケースがあったように見受けられます。これは、従来の相談種別が、ある案件が発生した原因に着眼しているのか、あるいは担当弁護士への相談内容に着眼しているかが明確でなかったことも原因になっているのではないかと考えております。

今回、この点を反省しまして、別紙2のように整理し直させていただきました。従来は、案件を総合的に判断して最適と思われる相談種別を当てはめるという形でございましたが、これを表の縦軸にとった案件の発生の原因と、横軸にとった相談内容の二つの視点から分類するという形式に改めたいと考えております。このことによりまして、どのような原因から相談案件が発生しがちなのかという傾向と、それがどのような相談内容に展開していくのかという二つの傾向を見ていくことができるようになり、統計がより今後に生きるのではないかと考えましたので、このような整理とさせていただきます。次回以降の報告でも、この分類方法を採用してまいりたいと考えております。

原因として分類する項目は、過去の案件記録も参考としまして表記の7項目としております。また、相談内容としては、これも過去の案件記録を参考とした4項目としており、どのようなものが該当するのかページの下部に凡例を記させていただきました。

別紙2の表面には、平成30年度の上半期についてもこの新たな整理の仕方集計した結果と、下に下半期の結果を掲載しております。

また、裏面をご覧ください。こちらは平成30年度の合計となっております。裏面の合計の方で、原因と相談内容の組み合わせでの傾向と、事案も個人、学校が特定されない範囲でご報告したいと思っております。

まず、子どもによる事故・トラブルに原因があり法律的事項への助言を受けていくケースでは、今回、小学校で26件がカウントされておまして、相談回数が多くなる傾向にあるようです。このケースの事案としては、いじめを受けた子どもの保護者が加害者児童の転校を求め、それが難しければ自分の子どもを転校させるが、その場合は転居に要する費用等、損害賠償請求をするということ、後に被害者児童の保護者が代理人弁護士を立ててきたというケースがございます。学校から本事例のような裁判例の有無ですとか、加害者児童を出席停止とする場合の事実確認方法等について確認、助言を求め、担当弁護士が対応したもので、保護者側代理人弁護士への対応方法などについても助言を行ったということです。

次に、学校・園の対応を発端として法律的事項への助言を受けていくケース。こちらは平成30年度、小学校において7回をカウントしております。このケースに該当しますが、他の児童に対する問題行動があるため学校が進めた学習指導について、保護者が代理人弁護士を立てて面談を申し入れてきたものでございます。保護者からの申し入れが人員配置を要するものであったことなども影響して相談回数を重ねております。

今、申しあげました二つの案件については、別紙1の従来でまとめていたものと、平成30年度の下半期の相談種別でいうと2の「学校・園の対応」のところに30回と入っておりますけれども、ここの部分が今申しあげた2回の大部分を占めておまして、最初に申しあげた案件の方が14回相談をしていたようです。次に申しあげた方が7回相談をしていたというようなことになってございました。少し分類を変更いたしましたので、もともとの別紙1と別紙2の分け方が少し変わっていることがございますので、ご了解いただければと思います。

やはり法律的な事項や相手方に弁護士がつく場合などは相談回数が多くなっていくという傾向があるようです。

また、子どもによる事故・トラブルに端を発して、学校・園の運営的事項の助言を受けていくケースでも、保護者から文書の提出を求められているケースでは相談回数が多くなっているというところが見えます。このケースに該当するのが、児童の保護者から子どもがいじめを受けたとの申告がありまして、学校からの再発防止策の提示を文書で求めること及び加害者児童との面談を求められたというケースがございました。担当弁護士が再発防止策の文書案の確認を行いまして、学校が面談することとなった際の対応方法についての助言を行ったとのことでございます。

最後になりますけれども、ご紹介したような相談回数を重ねがちなケースとは反対に、不当と見受けられるような要求への助言については、担当弁護士の助言によって自信を持って学校・園が対応できることから、長引かずに落ち着くような傾向があるようでございます。

説明は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

○**中村委員** これは意見になると思うのですがけれども、私も実際、報告をする側にいたものですから、私は自分で報告書を上げるときには、基本的にはそういう視点で書いていたのですがけれども、案件の中には、やはり学校側に責任があるという案件があるのです。各弁護士がそこまで報告しているかどうか、そこがちょっと私はよく分かりませんが、私が去年の10月からこの3月まで委員長をやっているときは一応見ていました。やはり弁護士に聞くと、そこまでは書かない。一応報告してこういうアドバイスはしたよと。だけど、例えば自分としては今後こういう事故が再発しないためにやはり学校側にもこういうところはもう少し注意した方がいいとかいう案件があったときに、ちゃんとそこまで書いているかといったら、みんな書いていないのです。

私も、去年の高陵中の関係もそうでしたけれども、やはり弁護士の立場から、学校側もここは気をつけないとまずいよ、再発が出てくるよというようなものがあつた場合は、そういう情報も報告書に載せた方がいいと思うのですよ。それで、そういう情報も各弁護士の報告書か、あるいはそれを取りまとめる委員長がいらっしゃいますので、委員長が教育委員会にその話をするか。そのルートは別にどっちでもいいとは思いますが、そういう情報もこの報告制度を使って上げてもらえばいいのかなと。そうしますと、おそらく教育委員会の方でそれをまとめて、そういうアドバイスに従った体制づくりというのが予防につながると思います。

私は自分で報告しながらそれを思っていて、私は結構書いていたのです。この件については、学校側にもこういうところが若干配慮が足りなかったもので、ちょっと注意すべきではないかというふうにアドバイスをしたと。実際に校長にはアドバイスはしていましたけれども、そこら辺もちょっと情報として入れるような報告書にした方がいいのではないかなと思いました。

○**教育企画担当課長** 中村委員のご意見、大変もともとだと思っております。私の方で実施報告書を見させていただいた際にも、学校側に責めがあるのかどうかというところについてはあまり触れられていないということが実情かと思えます。要綱に実施報告書を定めてございますけれども、こちらについても、相談概要、指導・助言内容というような大きなくくりでの欄になってございますので、そこを積極的に芽だしするような書き方の欄にはなっていません。

また夏に学校長も含めた集会等の実施計画がございまして、その際にでも、また校長会の方にもお話をしたりして、学校のトラブルをこれから回避していくためにも、そういった知見は重ねていく必要があるので、そういったところも報告に入れてもらえないかというところは調整してまいりたいと思います。

○**中村委員** この新しい書式の「学校運営的事項への助言」というところにカウントされている相談というのは、そういう側面があるとおそらく思うのです。こういうところはこうした方がいいですよということが弁護士からのアドバイスだというふうに考えられるので、こういう中におそらくそういうものが含まれている可能性もあると思うのです。ただ、それを明確に弁護士は言っていないと思いますので、そこをちゃんと明確に言えるような欄などをつくって、特に学校側で対応すべ

き点はどんな点か、それぐらいは入れる。そうするといいのかなと思います。

○教育長 では、お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今回、28、29年と過去2年分の数も出していただいたのですけれども、30年で、ほぼ倍とは言いませんけれども、件数が非常に増えている。その辺は何か原因が考えられますか。

○教育企画担当課長 明確な原因というところまでは、正直、分析しきれていないところがございます。28年度から担当弁護士が21名に増員されたということで、各校にほぼほぼ専属でついているような状況にありますので、そこで相談がしやすくなったというところはあると思うのですけれども、それであれば28年度から急に増えてもいいというところもあります。なので、そこは毎年度毎年度、多少波があるものなのかなと思っておりませんが、そこはまた報告内容とかも確認して、どういった原因があるのか、また追求できればと思っております。済みません、なかなか分析までは至っておりません。

○教育長 よろしいですか。

今回、別紙2を新たな区分にしてくれましたが、例えば原因のところをもう少し細かく分けることによってその傾向が分かってくるのではないかと思います。何が増えてきているのか、何が変わらないのか、減るということはあまりないのかもしれないですけども、そこが見えてくると思います。そういった分析をやることによって事前の対策も講じられると思います。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 令和元・2年度港区社会教育委員の委嘱について

○教育長 次に「令和元・2年度港区社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。

○教育推進部長 それでは、資料ナンバーの2「令和元・2年度港区社会教育委員の委嘱について」報告をさせていただきます。

社会教育委員は、社会教育法第15条に基づきまして、地域等の幅広い意見を社会教育行政に反映させるため委嘱しております。今期は10名の方に委嘱をしております。名簿でいきますと、学識経験者の坂口委員、宮地委員、福永委員、それから社会教育関係者の綿谷委員、家庭教育関係者の井上委員は引き続きの委嘱になります。社会教育関係者の三浦委員、寺西委員及び学校教育関係者の難波委員、渡邊委員、青山委員は新たな委員として委嘱しました。任期は2年となります。

簡単ですけども、報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 郷土歴史館の平成30年度利用集計について

○教育長 次に「郷土歴史館の平成30年度利用集計について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー3をご覧くださいと思います。「郷土歴史館の平成30年度利用集計」でございます。

昨年11月1日に開館をいたしました郷土歴史館の来館の状況についてまとめましたので、報告をさせていただきたいというふうに思います。

1枚めくって、別紙をご覧くださいと思います。

施設来館者数を一番左に書いてございまして、昨年度の合計としては5カ月で58,099名ということと、常設展の方は10,130人、特別展の方は6,521人ということになってございます。

少し特徴的なところをお話しさせていただきますと、施設来館者数、11月から12月というところが実は減っております。ここは、この建物を開館してだんだん分かってきましたけれども、人がどんと来たときの後に少し跳ね返りで減るというのがすごく分かっていまして、今回のゴールデンウィーク10日間の間は結構来ていただいたのですけれども、明けた瞬間に少し出足が鈍るというふうに、すごくそこは顕著に出てくる場所がありまして、こういったところを数字として反映しているのかなというふうに思っております。

それと、常設展の方もやはり11月3,000人というところであったのが1,000人台になってきているということもございまして。そういったところも全てそういった反動で、少し12月は寒くなって、建物自体も実は暖房が効かないのです、保全の関係で。やはり高齢者の方もちょっと寒いということもあって、なかなか12月は伸び悩んだところですね。そこもありまして、実は12月中に色々なメディアの方に打ち出しまして、雑誌に出したり色々なところでメディアを使って活動して、1月になったら寒い中でもやはりそれを見に来たという方々にお越しいただいたところで少しずつ盛り返しをしてきたということもございまして。

2月についても、やはり継続的にやっておりましたけれども、やはり特別展の方が実は伸びております。ここは新しい特別展が始まったということで、特別展が1,000人台に回復したのは、特別展も変えたということと、あと2月11日と2月24日の無料公開日があった、そこが一番大きかったのかなと思っております。

セット券との割合を少し出してみたのですが、セット券と常設展示室を見る方ということで、常設展示を見る方については大体7割以上の方々がセット券をご利用いただいているという状況です。そういったことで、逆に言うと特別展示がないときは常設展示の方も減りがちだということになります。なので、そういったときにイベントを打つのか、近くのお子さんに対してご来館を促すようなものを作っていかとか、そういったことが必要なのかなというふうに思っております。

それと同時に、常設展示もそのままだと飽きられてしまうというところがありますので、常設展示についても、資料の保全も一方では必要ですので、定期的な変更というのもかけながら、魅力を保ちながら色々な情報発信をしていきたいというふうに考えてございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 この集計の中で、観覧者でない施設来館者は主にどこに何をしに来ているかというのを。

○図書文化財課長 こちらは、コミュニケーションルームの方が一番多くなってございまして、駅から入ってきてすぐの南側のゲートから入ってきて左側のところにクジラのものがあります。色々なものが見られるのですけれども、そちらの方が結構多く来ております。常設展とかと同じくらいです。結構、子どもさんたちが、学校が終わった後とか、幼稚園が終わった後お母さんたちと一緒にご覧になってお帰りいただくとか、そういったのがよく見られるというか、多くなっています。

あと図書室も実は増えてきておりまして、大体一日60人から70人くらいはいらっしゃいますので、営業日からずっと2,000人超えということになります。あとカフェの方も実をいうと毎日大体60組といった方がいいのですかね、レジのカウントでしかちょっとやっていないので、お会計の数が60カウントぐらいあるということで、2人、3人でいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった意味では、そういったご利用もあるということです。それを足すとカフェだけとか、そういうのも結構ありますので、そういった意味での人数というふうに考えてございます。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

この期間中に特別展は1回実施ですか。

○図書文化財課長 2回やっております。実は2月が12日間しかやっておりません。展示替えの期間があったので、この部分については12日間で、残りは大体20日から24日くらいの間で毎月変動をしておりますが、どうしてもちょっとした展示替えということで少しは休みますので、そういう形で。

○教育長 その期間も書いておいてもらえますか。

○図書文化財課長 そうですね、すみません。11月1日から1月27日までが第1弾の指定文化財展をやっております、その間、展示替えを3回やっております。11月と、12月の終わりとも1月の終わりということで、3回やっております。その分で4日ずつぐらい、年末年始はちょっと長かったです、10日ぐらい休んでおりますけれども、それぐらい止めております。

あと第2回目の方は2月16日から開催をしましたがけれども、2月1日から2月15日の間は休室ということと、3月19日から3月29日までの間は休室ということになってございます。

○教育長 特別展をやっている期間は利用者は増えるのだろうけれど、やっていない月はどうなのかが見えてくると思います。特別展について書いておいてくれますか。

○図書文化財課長 展示室ごとの開館日数について記載をさせていただきたいと思います。

○教育長 それから「空から見た港区」は6月1日から1カ月間で、「港区と考古学」が7月20日から9月23日で、8月19日から23日が休室ですが、この期間はどうかやって決めるのですか。

○図書文化財課長 今回の写真展に関しては企画展というふうにして比較的短めの計画にしております。

して、なるべく来館を促すための魅力を出すために大体1カ月ぐらいを目安にしております、特別展があった場合は2カ月から3カ月程度ということで、その間に大きなリニューアルを2回から3回繰り返す。そのような形で長めに取らせていただいております。今回の考古学については、途中で1回展示替えをするということになっております。その後1周年記念の特別展をまた考えておりますが、そのときも2回とか入れようという形で、その期間によって、鮮度を保てるのがどのぐらいなのかによって、これは学芸と話をしながらその日程については決めているというような状況です。

○教育長 企画展と特別展は、どう違うのですか。企画展は特別展示室でやる訳ではのですか。

○図書文化財課長 同じ展示室でやります。呼び方が微妙なところはありますけれども、企画展の場合は、基本的にはなるべく我々が持っている資料を使って実施をしたいというふうに考えています。中心は、我々が所蔵しているもの。特別展に関しては、基本的には外から借りてくるものが多いというような形で、その割合がどうだということ、細かいところは決まっておりますけれども、そういったもので内容として分けております。

○教育長 そうすると、「港区と考古学」は、どこから資料を借りてきているのですか。

○図書文化財課長 まだ確定はしておりませんが、今、貸し出しをお願いしているのは、佐賀であったり、四国からの持ち出しであったり、京都からであったりということで、全国から、港区の色々な藩と関係があるところで出土したところから、こういったつながりのあるものを今回は展示をする予定になっております。相手方のある話で、大体の下話はついておりますが、そういった計画となっております。

○教育長 港区所有の資料だけであれば、最初はそれでもいいのだけれども、「この前見たからいいか」となりますが、港区に関係している資料を様々なところから借りて展示しますとPRすれば、「ちょっと見に行こうかな」「そこに所蔵されているものを今回見られるんだ」となると思うのです。そういう工夫をしてもらってまた来ていただければと思います。

○図書文化財課長 了解いたしました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 やはり、タイトルをどうつけるかというのが非常に重要で、今の話を聞いても「港区と考古学」というタイトルだと、もったいない感じがします。これはやはり「港区の」ということで、港区以外の人に関心を持たなくなってしまうかもしれない。こういうタイトルはあっていいのですけれども、サブタイトルの方でもっとその内容の本質的な面白さを伝えて、港区に関心がなくても面白いというところを伝えられるようにしないと、もったいないと思います。

あるテーマのために全国の博物館からこういう色々なものを借りて、こういうストーリーでこの展示を見せるのですというところを世の中にアピールできるともっと来てくれるだろうと思います。

○図書文化財課長 そのとおりだと思っております、この部分が半分、ちょっと短かったので、もう少し本番は入れさせていただきたいと思っております。

また、今度の1周年記念の方は、日欧を考えておまして、日本とオーストリアとの国交の始ま

りみたいな形で、少し大きな題材として、色々なところから来るのだよと、ちょっと分かりやすく書いてあるのですけれども、こちらの部分は確かに言われるとおりに抜けていましたので、ここはまたちょっと修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 こだわるようですが、ちょうどこの「港区と考古学」が子どもの夏休み時期にもはまるので、何かその辺で子どもが興味を持ってこれに来てくれて、夏休みの自由研究の課題の一部になるようなところもお考えがありますか。

○図書文化財課長 ここのイベントスケジュール、上にはちょっと書いてはないですけれども、夏休みの期間中は、そういった毎年夏休みの宿題につながるようなものということと、今年は特に考古学ということもあって、伊皿子の関係も含めて色々な意味でつながるようなイベントをしていきたいというふうに考えてございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 せっかくやるのであれば、7月20日からというのもいいのですが、例えばせめて1週間早くして、最初に例えば関心のある港区内の学校の教員向けに少し見てもらう内覧の機会をつくったり、そこで少し解説をしたりして、学校の中でまた「夏休み中に行ったらいいよ」というようなアピールをしてもらうとか。何かそういうことも上手に組み合わせていかれたらいいのではないかと思います。やはりどうみんなに宣伝してもらうかですから。

○図書文化財課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

相手から借りるものの日程的なものがあって、結構厳しいところがありますけれども、情報提供等のあり方とか、事前に、途中でも見ていただくようなそういった工夫をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 今の山内委員のお話につながるのですけれども、我々が持っている発信ツールである広報誌、ホームページや、チラシとかでPRするのはもちろんですが、口コミもそうですが、ほかの人の力をお借りし、PRしてもらうことで、色々な人が来てくれると思うのです。ぜひ、そういう工夫をしてください。

○薩田委員 6月1日からのチラシは、もう配布済みですか。

○図書文化財課長 金額を決めなかった状態で、ゴールデンウィークに入ったところから実は周知をさせていただいております。その関係で、表側の方は下の方に、料金についてはホームページをご覧くださいということで、今日を受けてから出させていただく。ただ、今日を受けて出させていただく、これから周知をしていくと、やはり周知の期間が足りないないということで、苦肉の策で大変申し訳ございませんが、こういった形にしております。

○薩田委員 そうですね、ちょっと遅いと思うのと、やはり大人の方もそうですけれども、子どもさんに見てもらいたいな。港区内のことですから、もうちょっとこう子ども向けの。これだけだとちょっと大人な感じで、子どもが行ってみようかなとは、学校から配布でお手紙もらってきたとしても、ちょっと興味がどうかと思うのです。どこをどう工夫したらいいのかなとは悩んでしま

うのですけれども、2種類つくる必要はないのかもしれないですけれども、もうちょっと工夫をしていただけるとうれしいなと思います。子ども目線で引かれるような文面をぜひ。

○**図書文化財課長** 直前で、これからどこまで変えられるかあれですけれども、少しでも目を引くような、そういった柔らかいものをちょっと入れていきたいと思います。

あと、実際は来ていただいたときには、この写真だけではなく、「ここは何々だよ」ということを書いたり、今の地域に根差した、子どもたちが「ここって昔こんな感じだったんだ」と分かるように実は工夫をしたのですけれども、それが伝わってないなと思いましたので、そこは考えさせていただきます。

○**薩田委員** お願いします。

○**山内委員** 面白い企画展だと思います。高度成長前というのは、もう一方の見方をすると、昭和30年前後の写真ということは、戦後復興の焼け跡からようやくまちの形ができてきた段階の写真なのです。それをどう面白く見せるかだと思うのです。例えば、このチラシだと私には非常に面白い。ずっと見ていたいです。おそらく、そのまちの人によって興味を引く写真というのは違うのです。ですから、チラシはチラシとしてこうであっても、例えば図書館に置くチラシ、図書館に貼るポスターとかにはできればその地域の人に関心を持つ写真を表に出すということを工夫していくと、もっと人を呼べると思うのです。今、本当にカラープリンターで安く印刷できますから、印刷屋に出す形ではなく、カラープリンターで少し写真を差し替えて印刷をして、御成門図書館バージョンとか、あるいは高輪図書館バージョンとか、そういう形に少ししていくと、もっと人を呼べるだろうというふうに思いますので、ぜひぜひそういう工夫もしていただきたい。

○**図書文化財課長** 実際、このデータとしてはもちろんございますので、そういったこともこの中に入れられるような形で、何枚かしかできないと思いますけれども、ちょっと工夫をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○**教育長** ほかによろしいでしょうか。

○**田谷委員** このイベントスケジュールの「七夕シーズンウィーク2019」はすごく良いと思うのです。これも今、山内先生が言われたのと同じで、子ども向けなのか大人向けなのか分からないのです。例えば僕が子どもだったら、短冊を書いてみようなんていうところで、短冊を書いてみたいなどは思うのですが、ただここに「筆ペン文字アート倶楽部」とか書いてあって、大人向けのかなと。それはそれでいいと思うのですけれども、大人の人でも書いてみたいという方はいらっしゃると思うので。特にあの地区はとても子どもが多いところに当たりますので、その辺は紙面の関係もあると思うのですが、もうちょっと子ども向けにできるような、他地区の子どもとかね、できるような催しをそういうような言葉遣いで書き換えていただけると、もうちょっと子どもの集客にもなるのではないかなと思います。

○**図書文化財課長** こういったものは少し対象者を、逆にいうと何歳から何歳みたいに分かりやすく、子どもから大人までというような形で書かせていただくとか、ちょっと工夫をさせていただきます。

○田谷委員 それは、ぜひともお願いします。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 それでは、次に「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー4をご覧ください。「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」です。

平成31年1月から3月にかけて、3学期の事故発生状況についてご報告をいたします。

1枚おめくりいただけますでしょうか。別紙の表をご覧ください。

上段は、今回ご報告いたします平成30年度3学期のものでございます。その下の部分ですけれども、29年度の3学期分として、比較のため同時期について参考として掲載してございます。

一番右側の全件のところの合計をご覧くださいと思います。網掛けの部分でございます。

平成30年度、計の部分、全体で21件の事故発生件数が出ております。うち重大事故として5件。重大事故といたしますのは入院1日以上、または通院6日以上という事故として取り扱っております。前年度の部分でいきますと、全件で13件、そのうち重大事故3件となっておりますので、一番下のところですが、前年との比較でいきますと全件としては8件の増となっております。そのうち重大事故について2件の増となっております。

詳細を見ていきますと、幼稚園は今回0件でした。全件として3件減、重大事故としても1件減となっております。

小学校は、全件として10件の増、重大事故は1件増となっております。

一方、中学校では、全件として1件、重大事故も2件増となっております。

なお、今回は管理外の事故はございませんでした。

もう1枚おめくりいただけますでしょうか。事故内容の報告でございます。

入院1日以上、または通院6日以上の重大事故、それから通院5日以下の事故に分けて紹介してございます。

また、次の3ページの欄外のところ、下のところですが、けがの部位について、少々用語が分かりくいものの簡単な説明を掲載しております。

戻っていただきまして、学校管理内の事故で重大事故の部分ですが、このうちいくつかピックアップして、ご紹介させていただければと思います。

けがの程度の重い部分でいうと、③ですが、体育の授業中の事故ということで入院14日、通院20日という形になっております。サッカーをしていた際にゴール前でシュートしたところ、右足が滑って転倒したということで骨折という事例です。

また⑤ですが、昼休み中の事故ということで入院5日、通院20日となっております。校庭でサッカーをしていた児童のそばでボールを転がしてしまったところ、その児童が怒ってワイシ

ヤツをつかまれて投げられた際に地面に右腕をついて骨折という事例です。

それから通院5日以下の事故報告になります。2ページの下半分と、それから3ページ目になります。

今回は全て小学校で発生しておりまして、休憩時間や体育などの授業中の事故が多くなっています。また、学年は1年生から6年生まで幅広く骨折や打撲等の事故が発生しています。なお、5分の4のところの番号でいいますと⑭と⑮ですけれども、これは同一の事故でございます。鬼ごっこでぶつかって双方がけがをしたものです。

それから最後に4ページのところの表でございます。過去3年間の月別の事故発生件数の推移です。傾向を見ますと、5月、それから10月から12月にかけて事故の発生が多くなる傾向がございます。特に小学校では3学期では登校日が少ないということ、それから外遊びが冬で減るといったことなどから、1学期、2学期と比較しますと事故が減少する傾向にあります。

下の表は、上の表のうち管理外で起きた事故を取り出した発生状況となっております。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について

○**教育長** 次に「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** それでは、資料ナンバー5ということで、ご用意いただけたらと思います。

「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」ということで、平成21年7月23日に締結した気象庁虎ノ門庁舎・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約について、経費の負担範囲及び年度区分を定める第6条2項の規定に基づき、各年度、受託契約に直接従事する国土交通省職員の人件費を契約変更し、支出してきました。

本年度につきましては第14回契約変更において、これは平成31年3月29日に行ったものですが、平成30年度分の人件費を契約変更するとともに、あわせて前回の第13回契約変更、これは7月の30日に行ったものですが、この際、地中障害物の撤去にかかわるもので増額をいたしました。ここで、当初予定した経費よりも支出が下回ったため、今回、13回と14回合わせて、14回分の減額を行う必要が生じました。

平成31年3月20日に国から受託契約の変更についての協議文書を受領し、出納整理期間中に人件費の支出をする必要があるため、地方自治法第180条1項の規定に基づき、港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条1項に規定する専決処分により、以下のとおり契約を変更しましたので、あわせて直近の議会でも報告をいたします。

契約の変更の概要につきましては、その表のとおりでございますが、第13回の実質支出がどう

だったかということにつきましては、もう1枚おめくりいただいた資料ナンバー5 - 2に詳細を書かせていただいております。

これについては今、読み上げはいたしません、このようなことで160万程経費が安く上がりましたので、表面に戻っていただいて人件費、本当でしたら188万相当の金額を払うところですが、差額ということで、今回は28万6,570円の支出ということで契約をさせていただきます。この契約に関しましてのスケジュールにつきましては裏面の2、「スケジュール」のところに記載させていただきます。

まずここまでの概要の報告でございます。

あわせてもう1枚おつけしております別紙ということで、そちらの方にありますように、今後、教育センターが今年度末には完成いたしますので、これから物価変動等々さまざまな変更がございますので、あわせてこれから教育委員会とか区議会の方に報告等を行う予定でございますということをあわせてご報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 平成30年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

○教育長 次に「平成30年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、資料ナンバー6を使いましてご説明をさせていただきます。「平成30年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」ご報告いたします。

これですが、詳細を1枚開けていただきまして別紙ということで表にさせていただいているところです。ただ、区内の小学校に進学とか中学校に進学については前回、学務課長の方で報告させていただいたものとかぶっておりますので、そこについては簡潔に省略させていただきます、傾向についてお話ししたいというふうに思っております。

では、幼稚園修了児につきましては、区立幼稚園から区立小学校、公立学校に進学するものが結構多くいるのですけれども、ただ、区外というのがございます。これにつきましては、転居を伴いますので、年によって転居があるかないかで人数が大きくばらつきがあります。私立につきましては、区内の幼稚園、区立幼稚園から行く者については大体1%から4%ぐらいで上下しながら動いているところであります。

また、特別支援学校その他、他県に行くということで、特別支援学校に行くお子さんは今年度はおりませんでした。

続いて、小学校です。小学校につきましては、これを見ていただくと分かると思うのですが、私立の中学校に進むお子さんが少しずつ増えているなという傾向が見てとれます。公立離れというよ

りも、むしろ港区内に転居される方たちが私立志向の方が増えているのではないかなというところが、これからちょっと分析をしていくといいかなと思っているところでございます。

あと都立中学校、これにつきましては、1.2ということで、例年よりも合格された方が多いということです。また、他県や外国等につきましては、色々なお子さんたちがいますので、ルーツを外国に持つお子さんが帰国する際とかそういった差異で上下が見られるものと思います。

中学校でございます。中学校につきましては、実は都立側に進学する方が若干、下降傾向にあり、逆に私立に進学する方が増えている傾向が見受けられます。これにつきましては、高校進学に際して国と東京都の方から無償化ということで一定の金額が出ますので、こういったことも含めて私立へ進む方が増えているのではないかなということが読み取ることができます。

また、その下の方にありますとおり特別支援学校ですとか専修学校、各種学校、また他県や外国、そういったものもございます。今年度、ちなみに原級留置ということで卒業しなかったお子さんはおりません。

専修学校につきましては、近年は、例えば理容とか調理とかありますけれども、そこに行きながら通信制と合わせて高校の卒業をとるということがその専修学校で行われるようになってきておりますので、むしろそういった好きなことが決まっている子は受けるというような傾向も出ているところでございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上のとおりでございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○**山内委員** 一つ、表の見方の確認ですが、例えば神奈川県であるとか千葉県とか他県の私立中学校あるいは他県の私立高校に進学した場合は、これはどこに入るのですか。他県の方に入るのか、私立の方に入るのか。

○**教育指導課長** これにつきましては、他県の私立であれば「私立」の方になります。

○**山内委員** なるほど。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

○**教育指導課長** 補足の情報でよろしいですか。

近年、都立の日比谷高校を受けた後に辞退するということが新聞で話題になりました。今回、港区内においてそういった方がいたかどうかについて一応確認させていただきましたが、港区内においては、あえて日比谷高校を受け、私立を受かっているのに受けといて、辞められた方は1人もおりませんでした。

ただ、別件で都立の総合芸術高校の方に合格していたのですが、その方はあわせて私立の音楽大学付属高校も受けておいて両方受かったのです。迷いに迷ったのですが、自分の師匠である先生から声をかけられて、都立に受かったのですけれども私立の方へ進まれたということ。これは師弟関係があるのでなかなか難しいのですけれども、ただ、今までの傾向としては、都立を受験して落ちてしまうと行きたい子が行けなくなるということで、なるべくそういったことがないようにという

ことで指導をしていたのですが、今回、大手の塾等が、日比谷高校をあえて受けて、受験して合格した自分の進学率みたいなものを上げるというような社会的風潮の中で、そういった新聞報道がありましたので、港区においては、そういったちょっと近い事例ですが1件だけあったということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 一般教員の人事異動について

○教育長 次に「一般教員の人事異動について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、資料ナンバー7を使いまして「一般教員の人事異動について」ご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきますと、どれだけどういう方が異動されたかという、名簿でこのように表記しております。ただ、この名簿だけザっと見ると分かりにくい部分もありますので、少し全体像についてお話をさせていただきます。

小学校の教員につきましては、全体で29名増えています。この29名増えている理由につきましては、学級増が14ございました。特別支援教室の方も、お子さんが増えてきている関係で3名増になっています。また、昇任された方がいたりということで、全体としては29名が増えていることとなります。

他区へ異動したりした関係で新規採用の教員が全部で48名採用をしております。このうち昨年度まで期限付の教員だった者が、去年9名いた者が、そのうち6名が正規合格をしまして今年度採用いたしました。あわせて今年度、期限付採用をしている者が6名でございます。

また、新規採用教員の中には、他県を色々なご家庭のご都合でお辞めになって、東京で改めて受けられた方が5名程おりました。そんなような傾向がございます。

中学校におきましては、全体としては増減はございませんでしたが、学級増だけ見ますと3学級区内では増えています。ただ、昨年まで中一が特配ですとか、さまざまな加配の関係で3名いたのですけれども、学級分がそのままのみ込まれてプラス・マイナス・ゼロになっているふうな傾向があります。

新規採用は8名おりました。そのうち昨年度までの期限付が2名いたのですけれども、そのうち1名が合格されて、改めて正規の教員になりました。そうしますと、今度はまた期限付が1名いるようなところでございます。

傾向としては、そのようなところが見てとれます。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

高輪台小学校の「転出・退職」欄で寺前先生について、「小全」と「家庭」の2カ所に記載があ

り、転入の方の内山先生が両方とも「小全」ですけれども、これはどういうふうに理解したらいいのですか。

○教育指導課長 大変申し訳ございません。これにつきましては、実は途中で教科変更があったものですから両方に名前が載ってしまいましたので、人としては1名、寺前先生が転出されて内山先生が入ってこられたという構造で、二重に載ってしまいましたのは、昨年度の途中で教科変更があったために、二重登録してしまいました。

○教育長 そうすると、どのように修正すればいいのですか。

○教育指導課長 教科変更で家庭科に。高輪台小学校では全科として過ごされていた方が家庭科で他区へ異動されたという。

○教育長 最後は家庭科でいいのですね。

○教育指導課長 はい。ですから上の段、2段目の方のものを削っていただければありがたいところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

東京都の教育庁から、教員が減ってきたため、特別支援教室に十分配置ができない状況にあるとの話がありましたが、港区においては配置できないことはないという理解でいいですか。

○教育指導課長 配置できなかった訳ではないのですが、どうしても特別支援教室に入ってくる教員が新規採用教員が多い傾向があります。そうすると力のない教員が増えてしまう、または育成しないといけないということになってきますので、実は御田小学校において新規採用がちょっと増え過ぎてしまっているのです、今回1名ただかずに、今の現有のメンバーで巡回指導ができるので、本当だったら定数上1増やすのですけれども、そこは結構ですということで今回は保留した件が1件ございました。

○教育長 分かりました。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日の予定は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を5月28日火曜日午前10時から開催予定ですので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

(午前11時10分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 山 内 慶 太